



大阪大学薬品管理支援システム (OCCS) の利用



環境安全研究管理センター
角井 伸次

OCCS サポートサイト (学内限定):

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/OCCS/>

環境安全研究管理センターHP (学内限定) に関する情報:

<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/>

大阪大学薬品管理支援システム (OCCS) 運用ルール 2007.5.11 改訂

| 項目 | 運用ルール |
|----------|--|
| システム構成 | 3サーバ/39クライアント/無制限 e-web |
| 運用範囲 | 化学関連部署等の研究システム利用は無料 |
| スーパーバイザー | 各部署で選任 (導入時は多くし、適宜減らす) 変更時は、環境安全研究管理センターに連絡する |
| 管理方針 | 重要管理: 毒物、劇物 PRTR 対象物質のうち以下のもの (OCCS-H, OCCS-Q: ガルガルアルテド、ジクロロメタン、ベンゼン; OCCS-A: ジクロロメタン、ベンゼン) 薬事法「指定薬物」のうち以下のもの (亜硝酸イソプロパノール、亜硝酸イソプロピル、亜硝酸イソペンチル、亜硝酸n-ブチル、亜硝酸シクロヘキシル、亜硝酸ブチル、1,4-メトキシフェニルジメチルエーテル及びその塩類) 薬事法「指定薬物」のうち以下のもの (亜硝酸イソプロパノール、亜硝酸イソプロピル、亜硝酸イソペンチル、亜硝酸n-ブチル、亜硝酸シクロヘキシル、亜硝酸ブチル、1,4-メトキシフェニルジメチルエーテル及びその塩類) |
| 役割権限パターン | 単位管理: 上記以外の化学物質 教員と学生の 2パターン 教員は全機能使用可能 |
| グループ | 研究室ごとにグループIDを設定 1 文字目: 部署 2 文字目: 専攻 3 文字目: 研究室 センター等の 1 文字目は地区で共通 (スーパーバイザーが変更、修正、削除後、環境安全研究管理センターに連絡) |
| ユーザー | 教員: 個人名 学生: 原則として人数分のアカウント (パスワード変更可能) (スーパーバイザーが変更、修正、削除) |
| 保管場所 | 第1階層: 地区一階層 第2階層: グループID-部署番号 第3階層: 各研究室で設定 (スーパーバイザーが修正、削除) (オープンラボでの対応: サバ開の登録薬品の移動はできないため、薬研究室に新しい保管場所を物理し、使用する) |
| 必備機 | 原則的には 1 保管場所 1 グループID 双方のグループの承認により必須 |
| 運用目的 | 当時はグループで自由に使用 |
| 薬品マスタ | 以下の製薬メーカーのカタログデータはシステムにインストール (薬品マスタ追加は必要なら教員のみ可能、修正、削除はスーパーバイザーのみ可能) 精興化学 和光興業 東京化成工業 ナカライテック レグマ アルドリッチ キョーエー化学 コスモバイオ メルク 第一化学工業 アテコレ アブライドバイオシステム 武田化学工業 |
| 使用期限 | 入庫後 10 年 (最大値) をデフォルト設定 |
| ラベル | バーコードラベルは各グループで印刷 (Windowsのみ) グループID+8桁数字 |
| その他 | |

バーコード印刷ができない時の対応

- OSにログインしているユーザーが管理者権限(Administrator)を持っていること。
- IEのセキュリティ設定でActiveXの実行を有効
- 印刷時のみIEのセキュリティ設定を下げる
- 「オブジェクトでサポートされていないプロパティまたははメソッドです」
信頼性サイトの登録を設定する。
- 以前は印刷できたのに、印刷できなくなった
Windows Update等の影響で動作しなくなる場合があるので、Internet ExplorerからReport Classを削除してください。削除したコンポーネントは再度印刷のページを開くことでインストールされます。
- Macでは印刷できない。

詳細はOCCSサポートサイトを参照:
<http://www.epc.osaka-u.ac.jp/OCCS>

はじめに

- ① Webブラウザ (Internet Explorer) のバージョンを確認し、バージョンアップが必要かどうかを確認する。
 - ① <http://www.microsoft.com/ja-jp/windows/ie/default.mspx>
 - ② <http://www.microsoft.com/ja-jp/windows/ie/default.mspx>
 - ③ <http://www.microsoft.com/ja-jp/windows/ie/default.mspx>
 - ④ <http://www.microsoft.com/ja-jp/windows/ie/default.mspx>
- ② グループID (パスワード) を入力し、パスワードを入力してログインする。
- ③ 薬品管理システム (OCCS) の画面が表示される。

管理用OCCSバーコードラベルの印刷 (Winのみ)

- ① 管理用OCCSバーコードラベル印刷画面が表示される。
- ② 印刷する薬品の検索条件を入力し、検索ボタンをクリックする。
- ③ 検索結果が表示される。
- ④ 印刷する薬品を選択し、印刷ボタンをクリックする。
- ⑤ 印刷画面が表示される。
- ⑥ 印刷する薬品の数量を入力し、印刷ボタンをクリックする。
- ⑦ 印刷画面が表示される。
- ⑧ 印刷画面が表示される。
- ⑨ 印刷画面が表示される。
- ⑩ 印刷画面が表示される。

入庫登録 (購入した薬品登録)

- ① 入庫登録画面が表示される。
- ② 入庫登録画面が表示される。
- ③ 入庫登録画面が表示される。
- ④ 入庫登録画面が表示される。
- ⑤ 入庫登録画面が表示される。
- ⑥ 入庫登録画面が表示される。
- ⑦ 入庫登録画面が表示される。
- ⑧ 入庫登録画面が表示される。
- ⑨ 入庫登録画面が表示される。
- ⑩ 入庫登録画面が表示される。

薬品を移出する場合

- ① ユーザーIDとパスワードを入力し、ログインする。
- ② 薬品管理画面が表示される。
- ③ 薬品管理画面が表示される。
- ④ 薬品管理画面が表示される。
- ⑤ 薬品管理画面が表示される。
- ⑥ 薬品管理画面が表示される。
- ⑦ 薬品管理画面が表示される。
- ⑧ 薬品管理画面が表示される。
- ⑨ 薬品管理画面が表示される。
- ⑩ 薬品管理画面が表示される。

薬品を返却する場合

- ① ユーザーIDとパスワードを入力し、ログインする。
- ② 薬品管理画面が表示される。
- ③ 薬品管理画面が表示される。
- ④ 薬品管理画面が表示される。
- ⑤ 薬品管理画面が表示される。
- ⑥ 薬品管理画面が表示される。
- ⑦ 薬品管理画面が表示される。
- ⑧ 薬品管理画面が表示される。
- ⑨ 薬品管理画面が表示される。
- ⑩ 薬品管理画面が表示される。

薬品情報の確認

- ① ユーザーIDとパスワードを入力し、ログインする。
- ② 薬品管理画面が表示される。
- ③ 薬品管理画面が表示される。
- ④ 薬品管理画面が表示される。
- ⑤ 薬品管理画面が表示される。
- ⑥ 薬品管理画面が表示される。
- ⑦ 薬品管理画面が表示される。
- ⑧ 薬品管理画面が表示される。
- ⑨ 薬品管理画面が表示される。
- ⑩ 薬品管理画面が表示される。

薬品管理フロー図 (移出/返却の場合)

```

    graph TD
        Start([開始]) --> Login[ログイン]
        Login --> Search[検索]
        Search --> Select[選択]
        Select --> Print[印刷]
        Print --> End([終了])
    
```

終了時の注意!

印刷を終了する場合は、必ず画面下の「印刷完了」ボタンをクリックしてください。

大阪大学実験系施設処理要項

- 1 趣旨
この要項は、大阪大学における廃棄物の管理及び処理に関する規程; 条の定めに基づき、実験室等から排出される実験系廃液 (以下「廃液」という。) の処理手順、必要事項を定める。
 - 2 定義
(1) 廃液とは、**「表裏」**の分別貯留区分に属する廃液をいう。
(2) 処理施設とは、廃液処理施設をいう。
 - 3 廃液管理責任者
(1) 廃液処理及び有害廃物の貯留並びに処理に関して、専門的指導をさせるために、関係制所に無機廃液管理責任者及び有機廃液管理責任者 (以下「廃液管理責任者」という。) を置くものとする。
(2) 廃液管理責任者は、関係制所の長が提出し、環境安全研究管理センター長 (以下「センター長」という。) に推薦するものとする。
 - 4 遵守事項
本学の学生、教員等は、この要項の定めるところにより廃液を取扱なければならない。
 - 5 研究室等における貯留及び処理
研究室等においては、別表 1 に定める方法により分別貯留し、また処理しなければならない。
 - 6 搬入及び収集
(1) 無機廃液については、センター長が指定した日に収集し、許可収集業者が回収し、処理施設に搬入するものとする。また、有機廃液については、当該制所の収集員が搬入し、許可収集業者に回収を委託するものとする。
(2) 無機廃液に際しては、分別貯留区分ごとに指定の処理カード等を行うものとする。
(3) 無機廃液を搬入する者は、センター長又はセンターの職員等の指示に従うものとする。
 - 7 処理
(1) 処理計画等は、センター長が定めるものとする。
(2) 分別貯留された無機廃液は、原則として処理施設において処理するものとし、有機廃液は許可収集業者に処理を委託するものとする。
 - 8 その他
この要項に定められた事項のほか、廃液の収集及び処理に関して必要事項はその関係センター長が定める。
- 別記
この要項は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 15 年 2 月 17 日より施行する。
この改正は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

